





申込 4月30日(火)までに専用フォームに記載のうえ、美和文化会館窓口またはメール・FAXでお申し込みください。(※曜日は除く)

問合先 美和文化会館

☎ 449-1114  
FAX 443-7496



マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになります

### 住民票の「申し等の第三者交付にかかる[本人通知制度の]」案内

引越す際に手続きが必要な転出届は、マイナポータルからオンラインでも届出が可能です。このサービスを利用する方は、来庁での転出届の提出が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナ・バーコードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。※自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。詳しくは、「デジタル庁ウェブサイト」をご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区登録が必要な方

町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

※転出に伴い必要な手続きについては、各担当課にお問い合わせください。

※トヨタ自動車販売(政策ページ)

[https://www.digital.go.jp/policies/moving\\_onestop\\_service/](https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/)

問合先 市民課

☎ 444-3167  
FAX 443-3555



市に住民登録されている方、または住民登録されていた方(平成26年6月19日以前に転出された方は登録できません)

・市に本籍がある方、または、本籍が過去にあった方

・死亡された方は対象となりません。

①登録する本人がお越しになる場合

本人確認書類(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)が必要です。

②代理人がお越しになる場合

委任状と代理人本人確認書類、登録希望者の本人確認書類(ドキュメント)が必要です。

③法定代理人がお越しになる場合

戸籍謄本など関係を証明する書類と法定代理人の本人確認書類が必要です。

### 心身障害者扶助料支給の「」案内

3月は、あま市心身障害者扶助料の支給月です。(振込予定日は3月25日(月))

なお、特別養護老人ホームなどの施設入所や介護入院をされますと扶助料が受けられなくなります。返還が生じることがありますので、お早めに届け出してください。

問合先 障がい福祉課

☎ 444-3135

FAX 444-1074

問合先 日本赤十字社愛知県支部あま市地区事務局(社会福祉課内)

等の各種講習会の実施など、地域において赤十字の活動を支えるボランティア団体として活躍しています。赤十字ボランティアに興味のある方は、問合先まで「」連絡ください。



### 赤十字奉仕団員募集

あま市赤十字奉仕団は、災害救護に関する炊き出し等の訓練や救急法

自立支援医療制度について

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

身体障害者手帳をお持ちの方で、

更生医療

提出をした後は、別途、転入先市区

登録が必要な方

登録窓口 市民課

問合先 障がい福祉課

- ※更生医療の対象となるには、お持ちの身体障害者手帳に記載されている障がい(部位)に対する医療であることが必要となります。
- ※育成医療
- ※精神通院医療
- ※精神疾患(てんかんを含む)のある方で、通院による精神医療を継続的に必要とする状態にある方が対象です。
- ※自立支援医療は、都道府県知事等の定める指定医療機関以外の医療機関では受けないことがあります。
- ※対象となる治療を受ける前に支給認定申請を行う必要があります。
- ※一定所得以上の方は、対象外となる場合があります。
- ※詳細については、担当課までお問い合わせください。

●FAX 444・1074  
●485・5980

毎年3月は軽自動車税(種別割)申告などの関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑します。

このため、名義変更及び廃車の届出は3月中旬頃までに済ませていただきますようお願いします。

名義変更、廃車などの手続きについては、軽自動車検査協会のウェブサイト(<https://www.keikenkyo.or.jp>)からもご覧いただけます。

※軽自動車検査協会  
ウェブサイト  
二次元コード

- 各制度について
- ※自立支援医療は、都道府県知事等の定める指定医療機関以外の医療機関では受けないことがあります。
- ※対象となる治療を受ける前に支給認定申請を行う必要があります。
- ※一定所得以上の方は、対象外となる場合があります。
- ※詳細については、担当課までお問い合わせください。

そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実な効果が期待できる18歳未満の方が対象です。

障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実な効果が期待できる18歳以上の方が対象です。

※更生医療の対象となるには、お持ちの身体障害者手帳に記載されている障がい(部位)に対する医療であることが必要となります。

## 税



### 軽自動車の名義変更及び廃車の届出について

毎年3月は軽自動車税(種別割)申

報は、専用アプリ「車検証閲覧アプリ」で車検の有効期間などが確認できるようになります。  
※専用アプリをインストールする」とにより、車検時期のお知らせやリコールのお知らせなどをお持ちのスマートフォンなどに通知することが出来ます。

また、電子車検証に格納された情報は、専用アプリ「車検証閲覧アプリ」で車検の有効期間などが確認できるようになります。

●対象者  
被保険者に係る国民健康保険税の免除制度が始まりました。

令和5年11月以降に出産予定のある、または出産した国民健康保険の

●産前産後期間  
※「出産」とは妊娠8日(4か月)以上出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)

●免除される国民健康保険税  
対象者に係る産前産後期間分の所得割及び均等割



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



●問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

●愛知主管事務所

●豊橋支所

●三河支所

●小牧支所

●出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)



☎ 444・3168  
FAX 443・3555

### 国民健康保険被保険者証の更新について

### 令和6年4月1日(月)以降に使用していただく被保険者証を、令和6年3月上旬に送付します。簡易書留郵便のため、郵便局員からの手渡しとなります。不在の場合は不在連絡票が投函されますので、再配達等により受け取りの手続きをしてください。

有効期限の切れた被保険者証は、使用できないよう破棄するか、保険医療課にお返しください。

問合先 保健医療課

☎ 444・3168  
FAX 443・3555

### 年金相談「相談無料・事前予約制」

中村年金事務所の職員による年金相談を開催します。

相談は予約制となりますので、保険医療課へ事前にご予約をお願いします。

なお、相談内容が相談者以外のものである場合は、親子や夫婦など親族に関する相談であっても、ご本人の委任状が必要になります。



日時 3月26日(火) 午前10時～正午、  
午後1時～3時  
場所 市役所

予約受付枠 最大8枠

相談内容により相談時間が変動しますので、対応できる件数に達しましたら予約を締め切ります。

予約受付期間 3月1日(金)～8日(金)  
午前8時30分～午後5時15分  
(土・日曜日を除く)

予約方法 電話または保健医療課窓口にて受付

※予約確定した方には、相談開始時間や持ち物等を、別途ご案内します。

問合先 保健医療課

☎ 444・3168  
FAX 443・3555



## 寄附のお礼



### 市外の方

人権ふれあいセンターでのハンセン病啓発に役立てるため

ハンセン病関連書籍41冊

### 市民の方

障がい福祉のために

現金2万円

「ご厚意ありがとうございました。」

問合先 財政課

☎ 444・1714  
FAX 444・0982

### 接種方法

指定医療機関に予約のうえ、接種してください。(指定医療機関は市公式ウェブサイトをご覧いただくか保健センターへお問い合わせください)

20歳の誕生日の前日まで

### 接種期限

過去の接種歴によって接種回数、間隔が異なります。不明な点はお問い合わせください。

望される方は定期の予防接種(公費負担)として受けることができます。接種方法等は次のとおりです。

### 接種回数および間隔

- 1期初回(1回目・2回目)：1回目の接種から数えて6日～28日以内に2回目を接種
- 2期追加(3回目)：1期初回終了後、おおむね1年後に1回接種
- 2期(4回目)：1期終了後おおむね5年をおいて接種

### その他

予診票がお手元にない方は保健センターで交付します。母子健康手帳を持参してください。

問合先 健康推進課

☎ 443・0005  
FAX 443・5461